



第1章 食育推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食べることは生きること。

食は私たちの暮らしの中心であり、なくてはならないものです。毎日の生活で三度の食事はごくあたり前のことです。

そして、このあたり前のことが、私たちの心と体を健やかに豊かにはぐくんでくれるのです。一度立ち止まって自らの食事を見つめる必要があります。自分が食べている物を深く知ることで、自分の暮らしぶりをより理解できるのではないのでしょうか。

食事は動物や植物の命をいただいており、それを栽培したり、獲ったり、料理する人々がいて食することができます。

「いただきます」「ごちそうさま」は、そのような人々と食べ物に対しての感謝の気持ちのあらわれです。

昨今、食をめぐる家庭や社会の環境が大きく変化しました。

家庭においては、一家団らんでの食事の機会が減少しているとともに、栄養の偏りや不規則な食習慣からくる肥満や生活習慣病、摂食障害などが問題となっています。

また、社会においては、食を支える人々の活動が見えにくくなることで食を提供する側のモラルの低下が生まれ、食品表示義務違反や食品偽装など、食の安全・安心に関わる問題が生じています。同時に、膨大な食べ残しはゴミとなり、環境問題となっています。

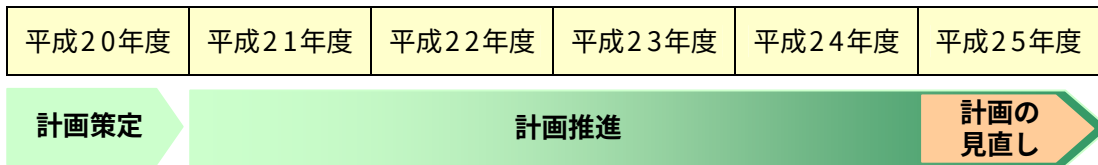
こうしたことから平成17年に「食育基本法」が施行され、これを受け現在、全国で“食育”が推進されています。

三好町においても「食」の問題に対応して、町民一人ひとりが食の大切さを見直し、今後さらに健康で心豊かな生活が送れるよう、「食」を支える人づくり、より良い食習慣と安全な「食」での健康づくり・環境づくりを目指して、キャッチフレーズを「みなおそう よく学ぼう・作ろう 食!」とし、三好町食育推進会議を中心に「三好町食育推進計画」を策定しました。



2 計画の期間

平成21年度を初年度として、平成25年度までの5か年間を計画期間とします。



3 食育推進計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の「食育推進基本計画」や、県の「あいち食育いきいきプラン」等の計画に照らし、また、本町における「健康みよし21」等各種計画との整合性を保持して、三好町の食を知り地域への愛着を込めた食の総合的な計画とします。

4 計画策定の体制

(1) 食育推進会議の設置

三好町食育推進会議は、学識経験者、各種団体代表、公募町民等を中心とし、町民の食育の推進を図ることを目的に組織しました。本計画の策定においては、この三好町食育推進会議の委員が策定委員を兼務することとし、計画づくりの中心的な役割を担い、策定委員会を開催する中で計画の具体的な内容を協議しました。

(2) 食育研究会の設置

庁舎内部組織として食育研究会を置き、食育に関する既存事業の見直し作業をはじめ新規事業への取り組みなど、食育推進の目的に沿った関係事業について協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメント

本町では、町民参画のためのインターネット等を利用したパブリックコメントなどを実施しました。これによって、それぞれの多種多様なニーズや意見などを把握・理解し、計画に反映することに努めました。